

修斗登録ライセンス規約

第1条（目的）

本規約は、修斗競技に参加するプロモーター、マネージャー、選手、レフェリー、ジャッジの適正な管理と安全な試合運営を目的とし、登録手続、資格、義務等を定めるものである。

第2条（ライセンスの種別）

1. プロモーターライセンス：プロフェッショナル修斗公式戦を開催することが出来る／マネージャーライセンスを兼ねる。
＊日本修斗協会理事で、試合に必要な設備や報酬を用意出来、修斗に関わる実績と信用、理解を有する者。
2. マネージャーライセンス：選手に代わり、交渉や提訴など一切のことを仕切ることが出来る。
＊選手の利益を守り、選手に代わることが出来るだけの責任能力を有する者。
3. 選手ライセンス：プロフェッショナル公式戦にて試合をすることが出来る。
＊プロ、アマでの実績や、それに準ずる実績を有し、血液検査、眼底検査に合格した者。
4. 限定選手ライセンス：プロとしての技術や体力を有し、血液検査、眼底検査に合格した者。
5. レフェリー・ジャッジライセンス：プロ修斗においてレフェリー、ジャッジができる。

第3条（選手ライセンス登録資格）

選手登録を行う者は、以下を満たすものとする。

1. 所属ジム代表者の承認を得ていること。
2. 心身ともに健康で、医師の試合出場許可が得られること。
3. 暴力団、反社会的勢力、その他これに準ずる者でないこと。
4. 過去に重大なルール違反や出場停止期間がないこと（解除済みは可）。

第4条（選手ライセンス登録手続）

1. 所定の選手ライセンス登録方法で必要事項を記入し登録する事。
2. 本人確認書類・顔写真を提出すること。
3. 年会費・登録料を納入すること。
4. 健康診断書（血液検査、眼底検査）など、登録機関が定める医科学資料を提出すること。

第5条（選手ライセンス保持者の禁止事項）

1. ルール・レフェリー指示・大会運営の決定を遵守すること。
2. 体重・健康状態など、虚偽申告を行ってはならない
3. 試合に支障のある健康状態、負傷、疾病を隠さず報告する義務を負う。
4. SNS、媒体等での不適切発言、誹謗中傷、競技イメージを損なう行為を行わないこと。
5. 反社会的勢力との関係を持たないこと。

6. 大会運営を妨げる行為やジム間トラブルを故意に誘発する行為、および暴力行為・迷惑行為。
7. プロでの活動歴を意図的に隠す行為。
8. 試合に関わる賭博行為の禁止
日本国内外問わず試合結果について財物を賭ける行為を固く禁ずる。
9. 下記の禁止物質・方法の使用を企てたり、実際に使用する行為の禁止 ※2024年9月1日より施工
 - ・無承認物質
 - ・蛋白同化薬
 - ・ペプチドホルモン、成長因子、関連物質及び模倣物質
 - ・ベータ2作用薬
 - ・ホルモン調節薬及び代謝調節薬
 - ・利尿薬及び隠蔽薬
 - ・血液及び血液成分の操作
 - ・化学的及び物理的操作
 - ・遺伝子及び細胞ドーピング
 - ・興奮薬
 - ・カンナビノイド
 - ・糖質コルチコイド
10. 修斗以外への試合出場について
修斗以外の打撃をともなう格闘技の試合に出場する際は選手本人またはマネージャーが必ず電子メールにてコミッショナに報告すること。出場が決まった一週間以内に報告することが望ましい。
事情なき未報告は処分の対象となる。また、メール以外の報告は認められない。

第6条（オンライン申請）

オンラインでの登録項目に記載された事項に虚偽や誤りは無く、また一般社団法人日本修斗協会、並びにインターナショナル修斗コミッショナが規定する規約・規則を遵守する事を誓約すると共に、本年度の資格を得るため、上記の通り許可申請をいたします。また、記載内容に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合や、私および私の所属するクラブは、以下の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴協会ライセンス交付の拒絶もしくはライセンスの停止または剥奪の取り扱いを受けても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切自己の責任といたします。

■反社会的勢力ではないことの誓約

1. 私は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 次のいずれかに該当する関係にある者

- ア 前各号に掲げる者が経営を支配していると認められること
 - イ 前各号に掲げる者が経営に実質的に関与していると認められること
 - ウ 前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - オ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を棄損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第7条（登録期間と自動更新）

1. 登録は毎年1月1日より12月31日の最大1年間の有効期間であり、毎年12月に自動的に翌年へ更新されるものとする。
2. 更新を希望しない場合、10月31日までに本人、または所属ジムまたは書面（メール可）で更新停止の意思表示を行わなければならない。
3. 更新停止の連絡がない場合、選手は自動更新に同意したものとみなし、翌年度分の選手登録料の支払い義務を負う。
4. 選手登録料が支払われない場合、登録は自動更新されたものとみなされるが、料金未納が解消されるまで大会出場資格は停止される。
5. 健康診断書等、更新に必要な書類の提出がない場合でも、選手の意思表示がない限り登録は自動的に更新される。ただし書類提出まで出場資格は一時的に凍結される。
6. 自動更新後に選手が辞退を申し出た場合でも、すでに発生した登録料・事務手数料は返金されない。

第8条（登録の停止・取消）

以下に該当する場合、登録機関は選手の資格を停止または取消すことができる。

1. 規程違反があったとき。
2. 虚偽申告・書類偽造が発覚したとき
3. 反社関係が明らかになったとき
4. 暴力事件・犯罪行為に関与したとき
5. 健康上、競技継続が困難と判断されたとき